令和８年度
中央区　区政運営方針

～中央区　調和と融和で紡ぐ　豊かな暮らしの輪～



浜松領分絵図（浜松市博物館提供）※詳細は、目次ページの下段参照

浜松市中央区役所



目次

- 中央区長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
- 令和８年度　中央区区政運営方針　体系図・・・・・・・・　２
- 市民協働によるまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・　４
- 令和８年度　基本方針・主な事業・・・・・・・・・・・・　５

①地域の多彩な特色を活かし、
にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり・・　５

②安全・安心に暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・１１

③共生のこころで支え合い、
やさしさあふれるまちづくり・・・・・・・・・・・・１５

- 数字で見る中央区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

・中央区のすがた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

・区の経営に要する資源・・・・・・・・・・・・・・・２６

※「浜松領分絵図」とは

江戸時代の歴代浜松城主のうち、延宝 6 年（1678 年）から元禄 15 年（1702 年）まで在城した青山氏が作成させた絵図。1680 年ころのようすを表したもので、浜松市域を示す絵図としては現存最古。（浜松市ホームページより）

「中央区　調和と融和で紡ぐ　豊かな暮らしの輪」を目指して



中央区長　岡安　章宏

中央区長の岡安でございます。

区政運営方針とは、市民サービスの向上や地域の課題を解決し暮らしやすい地域づくりを進めるため、区長が区民の皆さまに区政運営の基本的な方針や取り組む課題などをお示しするものです。

中央区では、令和 7 年度から 16 年度までの 10 年間で目指す将来像として「中央区　調和と融和で紡ぐ　豊かな暮らしの輪」を掲げています。この将来像には、再編で規模の大きな区となった中央区が、各地域の特色を引き続き活かしつつ中央区全体が、より暮らしやすく魅力あふれる区になるようにという思いが込められており、区内の各地域の代表者で構成する中央区協議会委員の皆さまとともに策定したものです。

将来像の実現に向け動き始めた令和 7 年度は、これまで各地域で育まれてきた歴史や文化を活かした事業の実施や、中央区全体の魅力を発見し、つながりを醸成するイベントの開催などに取り組んでまいりました。

令和 8 年度も、将来像の実現に向け、3 つの基本方針のもと職員一丸となり、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるよう、区民の皆さまと一緒になってまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

令和８年度　中央区

将来像
（期間：令和7～16年度（10年間））

キャッチフレーズ	中央区　調和と融和で紡ぐ　豊かな暮らしの輪
10年後の目指す姿	令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。 これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力が高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。 中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。

将来像の実現に向け、３つの基本方針を掲げ、中央区推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

区政運営方針　体系図

基本方針 （期間：単年度（原則、毎年度策定））	主な事業 （期間：単年度）
①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり 中央区の持つ景勝地や文化・スポーツ施設などの様々な地域資源の活用や、これまで育まれてきた歴史や文化などの特色を活かした事業に取り組みます。	Ｐ５ ～ Ｐ１０
②安全・安心に暮らせるまちづくり 交通事故ワースト１からの脱却を図り、市民の交通安全意識向上のための事業に取り組みます。 また、津波や河川氾濫、土砂災害などの中央区の災害特性を踏まえた啓発や支援に取り組みます。	Ｐ１１ ～ Ｐ１４
③共生のこころで支え合い、 やさしさあふれるまちづくり 中央区に関わるだれもが暮らしやすいまちにするため、様々な福祉課題に向き合い相談支援の推進に取り組みます。 また、市民の健やかな生活のため、子育て支援事業や健康づくり事業に取り組みます。	Ｐ１５ ～ Ｐ１７

協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の

市民協働によるまちづくりの推進

将来像の実現に向け、3つの基本方針を掲げ、中央区協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

◆区協議会の運営　【区振興課、各行政センター】

浜松市では、政令指定都市移行に伴い、当時の 7 行政区すべてに区協議会を設置しました。区協議会は、地域における諸団体の代表者などにより構成し、市が提案する議題についての議論や、地域課題についてその解決策の検討をします。

令和 6 年 1 月の区再編後の区協議会は、区ごとに設置する「代表会」と再編前の区協議会が移行する「地域分科会」の 2 層構造です。中央区では、中央区代表会と中・東・西・南地域分科会を設置し、引き続き各地域の声を集約できるよう運営します。



▲区協議会

◆地域コミュニティ活動の推進　【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

「地域住民の皆様の最も身近な相談窓口」として、区役所や行政センター、支所、協働センターにコミュニティ担当職員を配置し、地域の声やニーズをうかがいながら地域活動を支援します。また、自治会や地区コミュニティ協議会、NPO などの地域活動団体を交え、市民協働で住民主体の住みやすい地域づくりを進めます。

◆地区コミュニティ協議会活動の支援

【区振興課、各行政センター、舞阪支所、市民部市民協働・地域政策課】

地域課題や地域振興について多様な主体が話し合う組織である地区コミュニティ協議会が、より迅速かつ柔軟に活動できるよう支援し、地域課題の解決を図ります。

また、区再編を契機に導入した地区コミュニティ協議会制度について、一層の周知に努めるとともに、設立を希望する地域には必要な支援を行います。

①　地域の多彩な特色を活かし、にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり

◆地域力向上事業の実施　【区振興課、各行政センター、舞阪支所】

住みやすい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や地域課題を解決する事業を実施します。「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」、「区民活動・文化振興事業」、「区課題解決事業」及び「協働センター等を核とした地域課題解決事業」の4つの区分により、市民活動団体などの自主的な活動への支援や、地域団体などと協働した事業に取り組みます。



▲協働センター等を核とした地域課題解決事業
「地元のお仕事　探検し隊」（新津協働センター）

◆（新規）みんなで応援地域活性化事業

【区振興課、まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所、市民部市民協働・地域政策課】

幅広いエリアから人が集まる地域イベントについて、ガバメントクラウドファンディングを活用した支援を行い、地域の活性化を図ります。

◆生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいづくり

【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

だれもが「学び」を通じて健康や楽しみ、生きがいづくりに親しむとともに、学習の成果を発揮できる機会をつくることにより、地域学習リーダーや地域ボランティアとして担える人材の育成に努めます。

また、小学生や中高生を対象とした地域の核となりうる人材育成や、地域のさまざまな団体の活動を支援するため、地域コミュニティ活動の拠点として、協働センターなどの利用を促進します。

協働センターでは、地域の皆様が、日ごろの学習や活動の成果を発表する場として協働センターまつりなどのイベントを開催し、地域コミュニティの醸成を図ります。

その他にも、所管する様々な公共施設において、指定管理者の創意工夫による自主事業やイベントの開催を奨励し、多様な歴史・文化による豊かさやスポーツによる生活の充実などを実感できる文化・スポーツ施設の運営に努めます。

◆公共建築物長寿命化推進事業　【財務部公共建築課】

市が保有する建築物の改修を計画的に実施することで、建築物の長寿命化を図るとともに、市民に安全で快適な建築物を提供します。

（令和８年度大規模改修対象施設（中央区内）：和地協働センター、南陽協働センター、南陽図書館）

◆中央区魅力発信事業　【まちづくり推進課】

中央区の歴史文化や地域資源を活用し、各地域（中・東・西・南）の多彩な特色を新発見・再発見することができる事業を実施し、中央区の魅力を発信します。



▲令和６年度



▲令和７年度

◆＜中地域＞（新規）漢字の起源を学ぶ講座事業　【区振興課】

中地域に関係する漢字の起源を解説する講座を開催することで、文字の持つ魅力や奥深さ、面白さを再発見し、中地域への更なる愛着と興味を抱く機会を提供します。

◆＜東地域＞中野町煙火大会開催事業　【東行政センター】

地域で長年親しまれ、大切にされてきた貴重な文化資源である中野町煙火大会（浜松地域遺産）の開催を支援します。

開催予定日：令和８年８月14日（金）



▲中野町煙火大会

◆＜東地域＞俳句の里づくり事業　【東行政センター】

東地域ゆかりの俳人・松島十湖にちなんだ第19回十湖賞俳句大会の実施や、小学生から高校生を対象とした俳句講座など俳句の面白さに触れる各種事業を開催することで、より多くの市民が俳句に親しむ機会を提供します。

俳句大会募集予定期間：令和８年７月１日（水）～９月30日（水）

同表彰式開催予定日　：令和９年２月11日（木）

俳句講座実施予定時期：令和８年６月中旬～９月上旬





▲十湖賞俳句大会

◆＜東地域＞東地域・家康公ゆかりの里推進事業　【東行政センター】

NHK 大河ドラマ「豊臣兄弟」の放映で注目が高まる家康公と自らの住む地域との関わりを紹介する魅力的な講演会を開催し、地域への愛着や家康公への関心度の向上に寄与します。

開催予定日：令和 8 年 9 月 12 日（土）



▲歴史講演会

◆＜西地域＞舞阪えんばい朝市開催　【舞阪支所】



▲舞阪えんばい朝市　会場

弁天島海浜公園において、浜名湖や遠州灘の海の幸、西地域の地場産品などを販売する朝市を開催します。令和 8 年度は、4 月と 6 月に計 3 回の開催を予定しています。

「えんばい」とは、舞阪地区の漁師が漁獲物をみんなで分け合うという風習を表した言葉であり、人々のつながりを象徴する言葉です。

開催予定日：令和 8 年 4 月 18 日（土）、19 日（日）、
6 月 21 日（日）

◆＜西地域＞はまなこ夏フェスタ開催　【西行政センター】

浜松市弁天島海浜公園の弁天島花火大会に併せ、「はまなこ夏フェスタ」を開催します。舞阪地区の名産品巡りや海洋生物の自然教室といった浜名湖の観光資源を活用したイベントに加え、ステージでの音楽演奏など「音楽の都・浜松」にふさわしい観光地の活性化とにぎわいを創出します。

開催予定日：令和 8 年 7 月 4 日（土）





▲はまなこ夏フェスタ

◆＜西地域＞浜名湖うなぎまつり開催　【西行政センター】



▲浜名湖うなぎまつり

浜名湖ガーデンパークにおいて、浜松市を代表する地域資源である「浜名湖うなぎ」の魅力や資源の保護を周知するため、浜名湖うなぎまつりを開催します。浜名湖の水産加工品や地場産品の販売、観光資源の広報活動を行い、地域の魅力を広く発信します。

開催予定日：令和 8 年 11 月 1 日（日）予定

◆＜西地域＞おいしい舞阪まるごと体験フェア　【舞阪支所】

舞阪地区及び周辺地区の冬の味覚や豊富な農産物など地場産品の販売、地元水産業に直接触れ合うことができる体験型イベントを開催し、食の魅力の広報と地産地消を推進します。

開催予定日：令和９年２月ごろ



▲大抽選会



▲かきむき大会

◆＜西地域＞文化財の保存と活用　【西行政センター、市民部文化財課】

「重要文化財中村家住宅」や「浜松市舞坂宿脇本陣」などの歴史的施設を活用したイベントの企画に協力し、施設の利用促進と来場者の増に取り組みます。また、良好な状態で公開活用するため、「中村家住宅」「舞坂宿脇本陣」の劣化箇所の適正な修繕を行います。



▲重要文化財中村家住宅を活用したコンサート



▲舞坂宿脇本陣における岐佐神社祭礼御神輿お宿

◆＜西地域＞伝統芸能の保存と継承　【西行政センター】

雄踏歌舞伎「万人講」の定期公演を１月に開催するとともに、「子供歌舞伎教室」を開催することにより、伝統芸能の保存･継承と広報に努めます。



▲子供歌舞伎教室



▲寿吉例曾我対面　対面の場

◆＜南地域＞ビーチコート利用促進、整備・運営事業

【南行政センター、市民部スポーツ振興課】

市内唯一の江之島ビーチコートにおいて、「ビーチテニス体験会」、「ビーチサッカー体験会」を開催し、地域への交流人口を増やすために、ビーチコートの認知度向上による利用促進を図ります。

また、国際大会が開催可能な国内最大級のビーチコートの整備に着手し、「ビーチ・マリンスポーツの聖地」を目指します。

開催予定日：ビーチテニス体験会
→令和８年９月26日（土）
ビーチサッカー体験会
→令和８年11月８日（日）



▲ビーチテニス体験会

◆＜南地域＞中田島オータムフェスタ開催　【南行政センター】



▲中田島オータムフェスタ

遠州灘海浜公園において、浜松まつり会館等と連携して幅広い世代が楽しめるイベント「中田島オータムフェスタ」を開催し、市内有数の観光スポットである中田島砂丘をはじめとする地域の魅力を発信します。

開催予定日：令和８年10月～11月の土曜日（１日）

◆＜南地域＞アカウミガメ（天然記念物）の保護と理解促進

【南行政センター、市民部文化財課】

文化財（市指定天然記念物）に指定されているアカウミガメの保護と理解促進を目的として、産卵状況を調査するとともに、卵の保護活動を行います。保護活動に当たっては、老朽化した保護柵を移転新設し、継続的な保護体制を確保します。

また、夏季に親と子のウミガメ教室を開催します。



▲アカウミガメの産卵

◆（新規）観光地域周遊促進事業　【産業部観光・シティプロモーション課】

舘山寺温泉エリア等の観光地域において、地域内での移動手段となる三次交通の不便を解消することで、観光周遊による滞在時間の延長や消費拡大を促し、地域経済の活性化を図ります。

◆まちなか賑わい創出事業　【産業部産業振興課】

（新規）まちなか賑わい創出支援事業

中心市街地の回遊性向上に貢献するイベントの開催を支援し、中心市街地の活性化とにぎわいの創出を図ります。

（新規）位置情報を活用した来街促進事業

位置情報データを用いたゲームアプリ等を活用し、市内で開催されるイベント来訪者等の来街を促進させる事業を実施することで、中心市街地のにぎわい創出を図ります。

◆浜名湖アサリ総合対策事業　【産業部農業水産課】

浜名湖地区水産振興協議会が行う浜名湖のアサリ資源の回復を図る事業を支援し、水産業の持続化・活性化につなげます。

②　安全･安心に暮らせるまちづくり

◆交通安全の推進　【まちづくり推進課、各行政センター、舞阪支所】

本市は政令指定都市の中で人口 10 万人あたりの人身交通事故件数が、16 年連続ワースト1となっており、交通安全啓発事業を拡充し、ワースト 1 からの脱却を目指します。

各地域において、小中高生には交通安全教室の開催により交通ルールを学ぶ機会を提供し、自転車マナーの向上やヘルメット着用率の向上を目指します。また、高齢者には体験型交通安全講習会を開催し、高齢者事故の特徴解説やサポートカー乗車体験等をとおして、高齢者の交通安全意識の向上を目指します。

その他にも、路上での街頭広報や商業施設での啓発イベント等、警察や交通安全協会などと連携し、「交通安全に対する意識の向上」と「交通ルールを守る意識の向上」を目指す交通安全啓発を行い、安全･安心に暮らせるまちづくりに努めます。



▲体験型交通教室の開催



▲サポートカー体験会



▲中央区東地域交通安全フェア

◆交通事故ワースト１脱出事業、通報サービスの機能追加　【土木部道路企画課】

事故データに基づく交通事故削減効果の高い対策、通学路等の生活道路の安全対策や交通事故の危険性が高い交差点における事故削減対策を実施することにより、交通事故ワースト 1 からの脱却を図ります。

また、「通報サービスいっちゃお！」の機能を追加し、交通環境でヒヤリハットした事例を情報収集、潜在的な危険箇所をマップで可視化することにより、未然の事故防止につなげます。

◆浜松環状線立体交差化事業　【土木部道路企画課】

遠州西ヶ崎駅に隣接する、浜松環状線と遠州鉄道鉄道線との踏切部を立体交差化し、また本路線を 4 車線化することにより、交通の円滑化及び物流機能強化を図ります。

◆防災意識の啓発　【区振興課、各行政センター】

自治会や学校、各団体等に対し、「自助」、「共助」をテーマにした出前講座を行い、各地域における災害特性を伝えつつ、日ごろからの備えの重要性を啓発します。

令和８年度は、中・西・南地域の自主防災隊を対象として、「わたしの減災プロジェクト」を実施します。「一人ひとりがいつどこに避難するのか」を事前に整理する「わたしの避難計画」の作成を促進し、地域の防災力向上を図ります（東地域は令和６年度実施済）。

また、自主防災隊が主体的に行う防災訓練について、資機材の提供や設営・使用方法のレクチャーなどにより支援を行います。



▲防災訓練の支援

◆自主防災隊への助成　【区振興課、各行政センター】

地域の防災力を強化するため、自主防災隊が行う資機材の購入や防災倉庫の新設・増設・修繕を支援し、自主防災隊活動の活性化を図ります。

◆（新規）ファーストミッションボックス用防災資機材の配備

【危機管理監危機管理課】

発災直後の避難所で、初めに（ファースト）やるべきこと（ミッション）が書かれた指示書と必要な資機材が収納（ボックス）されたファーストミッションボックスを指定避難所に配備し、迅速かつ適切な避難所運営の初動対応ができる体制を整えます。

◆（新規）津波避難タワー・マウンド日除け対策事業　【危機管理監危機管理課】

令和７年７月の津波警報発表時に判明した課題を踏まえ、津波避難タワー及び津波避難マウンドに日除け対策の工作物を設置し、避難者の熱中症リスクの軽減を図ります。

◆トイレカー、組立式仮設トイレの整備　【危機管理監危機管理課】

車両にトイレ設備が組み込まれた移動可能なトイレカーを確保するとともに、指定避難所に組立式仮設トイレを配備することで、災害時におけるトイレ環境を整えます。

◆地震対策推進事業　【都市整備部建築行政課】

住宅や建築物等の耐震診断や補強工事に係る費用を一部助成し促進することにより、旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化や転倒の危険性のあるブロック塀等の対策を図ります。

◆芳川公園地下貯留施設整備事業　【土木部河川課】

近年の大雨の激甚化･頻発化に伴う浸水被害に対し、芳川公園の地下貯留施設を整備することで東芳川流域の浸水被害早期軽減を図ります。

◆自治会への助成

【区振興課、各行政センター、市民部市民生活課、市民部市民協働・地域政策課】

だれもが安全に利用することができる集会所を新築または改修、省エネ設備を導入する自治会を支援します。

また、夜間の犯罪防止や交通安全を図るため、LED 防犯灯や防犯カメラを設置または維持管理する自治会に対し、その費用を助成します。さらに、設置を検討する自治会に対し防犯カメラを貸与し、犯罪抑止効果の有用性を確認する機会を提供します。

◆（新規）自治会専用サイト構築事業　【市民部市民協働・地域政策課】

市ホームページ内に自治会専用サイトを作成し、自治会活動の意義の発信や行政情報の一元化により自治会運営を支援することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

◆行政サービスに重要な区民情報の円滑で確実な管理

【区民生活課、各行政センター】

福祉･文化･健康など、行政サービスの提供には正確な住民情報が必要です。マイナンバーカードや住民登録･印鑑登録･戸籍などの各種届出を適切に事務処理することで、確実に住民情報を管理します。

また、証明書コンビニ交付への誘導、手続きのオンライン化、届出や申請の手間を省く取り組みなどで、窓口の円滑化を推進します。

◆＜西地域＞舞阪地区表浜防風林再生事業　【舞阪支所】

松枯れが進んでいる防風林を再生するため、クロマツを植樹します。舞阪地区子ども育成会や自然保護･まちづくり活動をしている団体などの協力を得て植樹を行い、景観の維持と防災機能（防風･防砂）を復活します。



▲植樹方法の説明



▲舞阪地区子ども育成会などによる植樹

◆（新規）三方原防風林跡地整備事業　【産業部林業振興課】

初生小学校東側の三方原防風林跡地を整地し、災害時の対応や地域活動に利用可能な広場として有効活用を図ります。

◆特定外来生物ヌートリア対策事業　【環境部環境政策課】

特定外来生物であるヌートリアの分布拡大の防止及び生息域の縮小に向けた計画の策定と計画に基づく効果的な捕獲を実施することにより、生態系や農業への被害防止を図ります。

◆活性炭を用いた河川水の浄化対策　【環境部環境保全課】

令和 7 年度に実施した伊佐地川に繋がる北部承水路支流における実証実験の結果を踏まえ、より効果的に有機フッ素化合物を除去する浄化対策を講じ、市民の安全･安心を確保します。

◆（新規）地域公共交通網形成計画改定事業　【都市整備部交通政策課】

市内公共交通の再構築に向けた計画を策定し、地域公共交通網形成計画へ位置付け、持続可能な公共交通を推進します。

◆南消防署・浜松第 41 分団・可美市民サービスセンター複合施設建設事業

【消防局消防総務課、市民部市民生活課】

老朽化する可美市民サービスセンターの施設整備に合わせ、敷地内の南支団浜松第 41 分団庁舎と近隣施設で老朽化する南消防署を複合した施設を整備します。施設整備が完了するまでの間、令和 8 年 4 月 1 日から仮事務所を開設し、「市民サービスセンター業務」を行います。

◆（新規）コンビニエンスストアへの AED 設置事業　【健康福祉部健康医療課】

心肺機能停止事例が昼夜問わず発生している中心市街地を対象として、コンビニエンスストアに AED を設置し、緊急時に備えた医療提供体制を整備します。

③　共生のこころで支え合い、やさしさあふれるまちづくり

◆ユニバーサルデザインの啓発　【区振興課、各行政センター】



▲小学校での出前講座

　ユニバーサルデザインとは、年齢･性別･能力の違いなどにかかわらず、すべての人が安全･安心で快適に過ごすことができる人づくりや環境づくりを行っていこうとする考え方です。

　だれもが暮らしやすいまちをつくるユニバーサルデザインの考え方や取り組みについて、出前講座やパンフレットの配架などを通じて啓発します。

◆障がいの有無にかかわらず共生できる社会の推進　【中央福祉事業所・社会福祉課】

　障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で支え合い、希望を持って安心して暮らすことができる共生社会のため、各地域に設置した「浜松市障がい者自立支援協議会　エリア連絡会」において、障害福祉事業所や当事者団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と情報共有や意見交換を行い、これら多機関が連携することで、身近な地域での支援体制の充実を図ります。



▲「エリア連絡会」での活動の様子

◆安定した生活の実現と自立に向けた支援　【中央福祉事業所・生活福祉第二課】



▲浜松市ジョブサポートセンター

　求職活動を行う生活に困窮する方々に対し、市ジョブサポートセンターと連携し、生活に関する相談、就労に向けての援助を行うことで、安定した生活の実現と自立に向けた支援を行います。

◆生活支援体制づくりの推進　【中央福祉事業所・長寿支援課】



▲生活支援体制づくり協議体活動

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。それに伴い、身体機能、認知機能の低下から介護や日常的な支援が必要な人が増え続けています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、自治会、社会福祉協議会及び地域包括支援センター（高齢者相談センター）など地域の関係機関が協議体を構成し、協議体会議では、サロン活動や家事支援、買物支援、移動支援等の情報を共有するとともに、日常的な生活支援･介護予防活動などに取り組む体制づくりを推進します。

具体的には、地域の課題として、認知症になっても住みやすいまちづくりを挙げた地域では、認知症に対する正しい知識の習得と相談窓口の周知、ひとり歩き高齢者等の見守り体制の構築のための取組等を行っています。

引き続き、住民の主体的な支え合いによる介護予防活動や生活支援サービスを推進します。

◆＜東地域＞高齢者とその家族の交流及び暮らしのサポート事業

【中央福祉事業所・長寿支援課（東）】



▲おじいちゃん、おばあちゃんの作品展

核家族化が進展するなか、敬老の日に対する意識の高揚を図るため、地域の園児が描いたおじいちゃん、おばあちゃんの似顔絵を展示し、家族間の交流を推進します。

◆子育てワンストップ窓口での相談支援の充実

【中央福祉事業所・児童家庭課、中央健康づくりセンター】



▲こども家庭センター

児童福祉分野（児童家庭課）と母子保健分野（健康づくりセンター）の相談支援を一体的に行う窓口「こども家庭センター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、子供への包括的な相談支援を実施しています。

切れ目のない相談体制や子育て支援サービスの提供等により、子育て家庭の負担軽減や孤立感の解消を図ります。

◆健康はままつ 21 の推進　【中央健康づくりセンター】

健康はままつ21の３つの目標「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」「こども一人ひとりの健やかな発育･成長」の実現に向け、安心して子供を産み育てることができる相談支援体制の推進及び健康増進の普及促進に取り組みます。

胎児期から高齢期まで切れ目なく支援していく「ライフコースアプローチ」や「中央区の地域特性」などを踏まえた地域保健活動を行うことで、生活習慣病の発症･重症化予防の推進に取り組みます。

また、関係団体等とも連携を図り、「健幸都市　浜松」を目指し、健康づくりの輪を広げていきます。



▲親子すこやか相談

数字で見る中央区

➢ **中央区のすがた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０**

・行政区別の人口・面積等・・・・・・・・・・・・・・・２０

・地域別の人口・面積等・・・・・・・・・・・・・・・・２１

・各地域の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

➢ **区の経営に要する資源・・・・・・・・・・・・・・・・・２６**

・中央区組織と各課業務・・・・・・・・・・・・・・・・２６

・職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

・令和８年度当初予算額・・・・・・・・・・・・・・・・２７

■ 中央区のすがた

1　行政区別の人口・面積等

区名	世帯数	人口（人）	面積（㎢）	人口密度
中央区	284,336	598,480	268	2,233.1 人/㎢
	78.9%	77.2%	17.2%	
浜名区	64,639	152,872	346	441.8 人/㎢
	17.9%	19.7%	22.2%	
天竜区	11,678	24,105	944	25.5 人/㎢
	3.2%	3.1%	60.6%	
計	360,653	775,457	1,558	497.7 人/㎢
	100.0%	100.0%	100.0%	

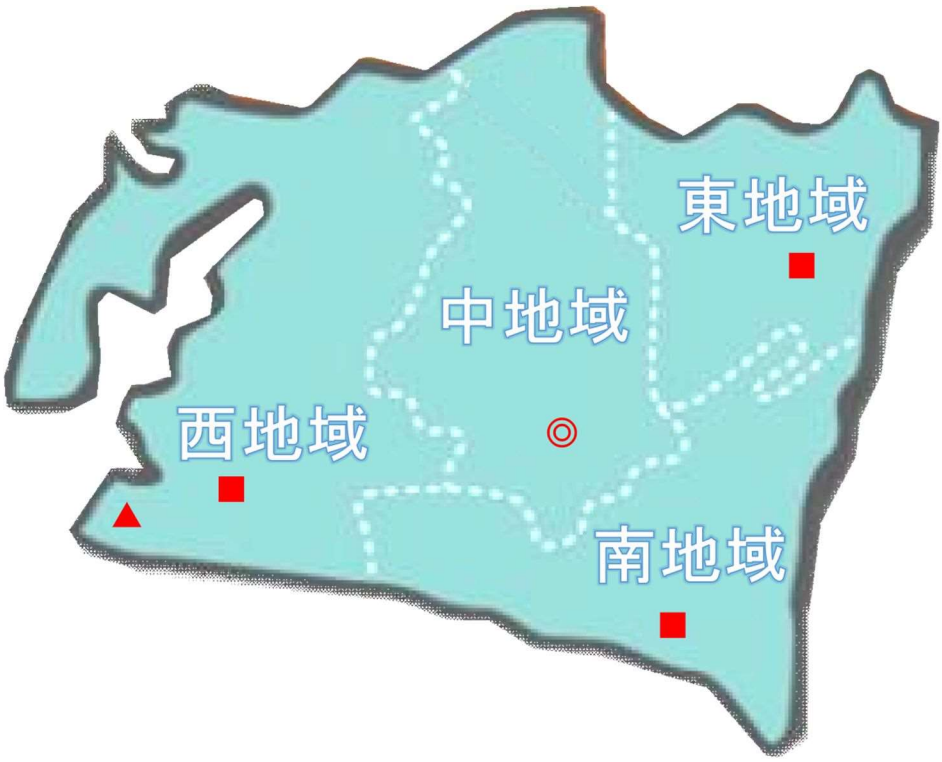
※「世帯数」、「人口」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和８年４月１日現在　住民基本台帳による）
※「面積」：国土地理院令和８年全国都道府県市区町村別面積調（令和８年１月１日時点 小数点以下四捨五入）



２　地域別の人口・面積等

地域名	地区数	世帯数	人口（人）	面積（㎢）	町数	単位自治会数
中地域	14	133,226	267,105	60.5401	200	156
東地域	6	58,359	127,512	46.2900	61	106
西地域	8	46,042	104,030	114.4000	48	61
南地域	7	46,709	99,833	46.9822	59	79
計	35	284,336	598,480	268.2123	＊366	402

＊中地域江西地区、南地域白脇地区及び新津地区の瓜内町、法枝町は、合計時それぞれ１町として計上。
※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和８年４月１日現在　住民基本台帳による）
※「面積」：令和７年版浜松市統計書（平成 19 年４月１日　都市計画基礎調査による）
※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和８年４月１日現在）



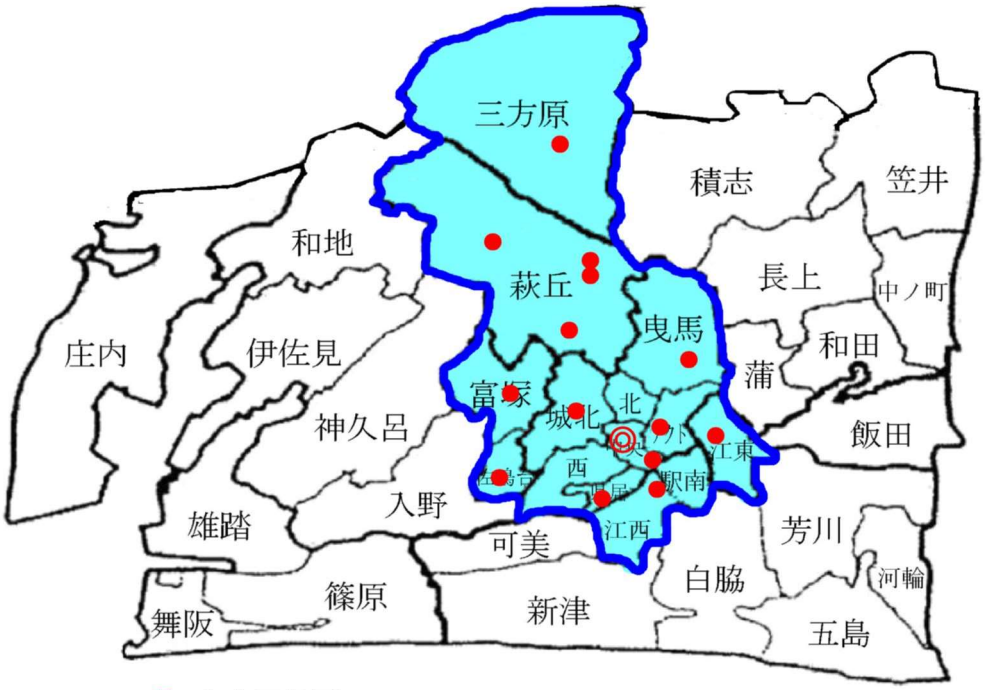
◎ 中央区役所
■ 東行政センター、西行政センター、南行政センター
▲ 舞阪支所

３　各地域の内訳

（１）中地域（14 地区）

地区名	世帯数	人口（人）	面積（㎢）	町数	単位自治会数
中央地区	2,806	5,037	0.9450	17	16
アクト地区	5,407	10,197	1.6000	10	10
西地区	7,130	14,202	2.4435	10	10
県居地区	2,776	5,158	0.8230	8	8
城北地区	9,976	20,554	3.4469	*21	16
駅南地区	5,066	8,939	1.2560	4	12
江西地区	7,554	14,007	2.8086	15	10
北地区	3,149	5,521	1.0410	4	4
江東地区	8,310	16,520	2.4902	19	13
萩丘地区	35,450	70,841	16.4659	54	11
曳馬地区	17,862	35,641	5.4833	25	16
富塚地区	7,135	15,364	4.0492	*2	5
佐鳴台地区	4,786	9,426	1.4152	6	7
三方原地区	15,819	35,698	16.2723	7	18
計	133,226	267,105	60.5401	*200	156

＊城北地区の町数には富塚町の一部を含む（ただし、富塚町の世帯数、人口及び面積は富塚地区に含む）。
＊富塚地区の町数には和合町の一部を含む（ただし、和合町の世帯数、人口及び面積は萩丘地区に含む）。
＊城北地区と富塚地区の富塚町、萩丘地区と富塚地区の和合町は、合計時それぞれ１町として計上。
※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和８年４月１日現在　住民基本台帳による）
※「面積」：令和７年版浜松市統計書（平成 19 年４月１日　都市計画基礎調査による）
※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和８年４月１日現在）

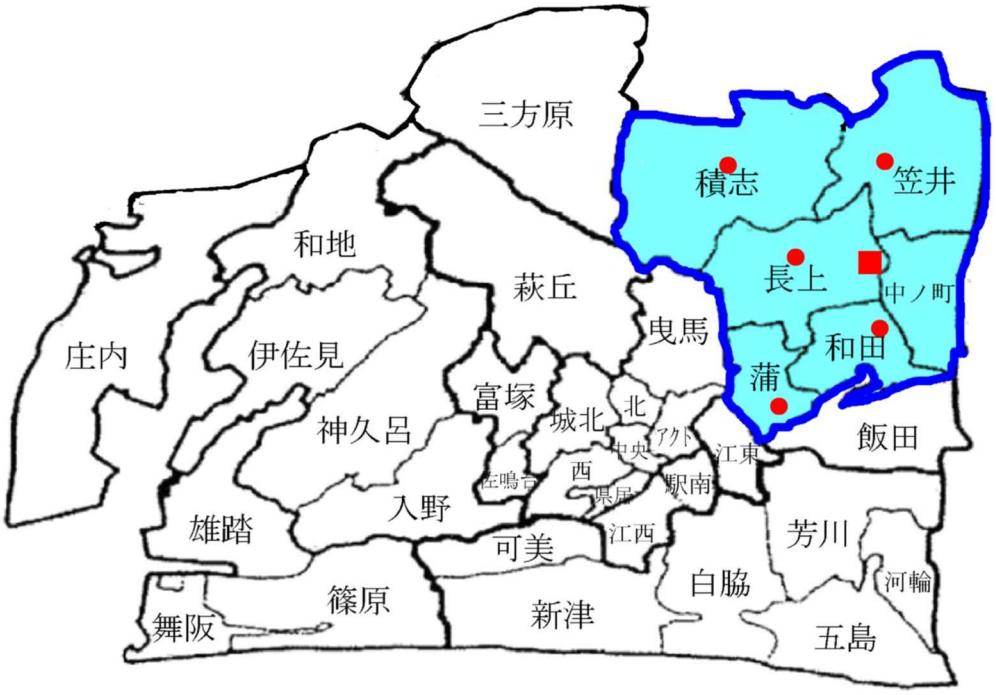


◎　中央区役所
●　協働センター、市民サービスセンター

（２）東地域（6 地区）

地区名	世帯数	人口（人）	面積（㎢）	町数	単位自治会数
蒲地区	9,802	20,091	3.6842	10	11
笠井地区	6,462	15,216	10.4881	8	24
長上地区	12,090	25,834	8.8969	8	12
和田地区	9,619	20,062	4.7314	11	12
中ノ町地区	2,546	5,830	4.9342	5	9
積志地区	17,840	40,479	13.5552	19	38
計	58,359	127,512	46.2900	61	106

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和８年４月１日現在　住民基本台帳による）
※「面積」：令和７年版浜松市統計書（平成 19 年４月１日　都市計画基礎調査による）
※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和８年４月１日現在）

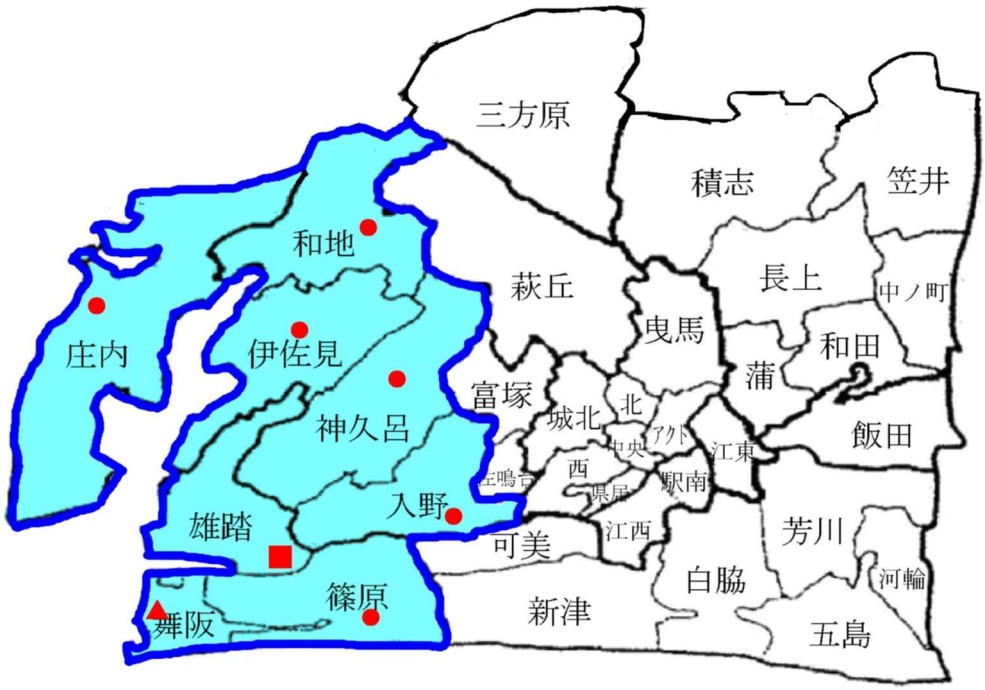


■ 東行政センター
● 協働センター

（３）西地域（8 地区）

地区名	世帯数	人口（人）	面積（㎢）	町数	単位自治会数
神久呂地区	5,011	11,441	13.2976	4	4
入野地区	10,770	23,448	8.3753	10	12
伊佐見地区	4,133	10,075	10.4230	4	7
和地地区	4,364	10,395	11.0626	10	7
篠原地区	6,415	14,337	10.2507	3	5
庄内地区	4,012	9,007	19.3062	9	9
舞阪地区	5,132	10,716	4.6100	4	8
雄踏地区	6,205	14,611	8.1446	4	9
計	46,042	104,030	＊114.4000	48	61

＊合計面積には、浜名湖（28.93 ㎢）を含む。
※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和８年４月１日現在　住民基本台帳による）
※「面積」：令和７年版浜松市統計書（平成 19 年４月１日　都市計画基礎調査による）
※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和８年４月１日現在）



■ 西行政センター
▲ 舞阪支所
● 協働センター

（４）南地域（7 地区）

地区名	世帯数	人口（人）	面積（㎢）	町数	単位自治会数
白脇地区	10,049	21,861	8.3008	7	9
新津地区	6,364	13,824	9.7050	8	10
五島地区	3,219	6,795	6.9811	8	10
河輪地区	2,138	4,901	3.4222	6	7
芳川地区	10,853	23,525	8.0320	18	22
飯田地区	5,840	12,513	6.5285	8	14
可美地区	8,246	16,414	4.0126	4	7
計	46,709	99,833	46.9822	59	79

※「世帯数」、「人口」、「町数」：浜松市区別・町字別世帯数人口（令和８年４月１日現在　住民基本台帳による）
※「面積」：令和７年版浜松市統計書（平成 19 年４月１日　都市計画基礎調査による）
※「単位自治会数」：浜松市自治会連合会（令和８年４月１日現在）



■ 南行政センター
● 協働センター、市民サービスセンター

■ 区の経営に要する資源

1　中央区組織と各課業務

課　名　等	業　　務	電　　話
区振興課	総務(住居表示･統計)、防災、自治会、コミュニティ支援など	TEL 457-2210
区民生活課	証明･届出(戸籍･住民票)、パスポート、マイナンバーカードなど	TEL 457-2121
まちづくり推進課	生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 457-2778
東行政センター	総務(住居表示･統計)、防災、自治会、コミュニティ支援、証明･届出(戸籍･住民票)、マイナンバーカード、生涯学習、事業後援、ごみ、スポーツ振興など	TEL 424-0115
西行政センター		TEL 597-1112
南行政センター		TEL 425-1120
舞阪支所	窓口サービス、防災、コミュニティ支援など	TEL 592-2111

2　職員数

令和 8 年 4 月 1 日現在（単位:人）

	正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計
区長･副区長	2	0	0	2
区振興課	17	1	8	26
区民生活課	56	3	137	196
まちづくり推進課	34	5	37	76
東行政センター	37	8	60	105
西行政センター	48	8	60	116
南行政センター	36	5	49	90
舞阪支所	5	2	3	10
計	235	32	354	621

３　令和８年度当初予算額

（１）事業費

	金額（千円）
区役所費	1,099,151
本庁からの配当	2,303,661
計	3,402,812

（２）人件費

	職員数（人）	金額（千円）
正規職員	235	1,966,752
再任用職員	32	107,595
会計年度任用職員	354	1,179,677
計	621	3,254,024



浜松市　中央区役所　区振興課

所在地：　〒430-8652　浜松市中央区元城町 103 番地の 2
電　話：　０５３-４５７-２２１０　／　ＦＡＸ：０５３-４５７-２７７６
E-mail：　c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp
ホームページURL：　https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ward/chuo/

公表：令和８年５月